

## 入札説明書等の修正 新旧対照表

### 入札説明書の修正（新旧対照表）

平成23年4月5日に公表した『鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）整備運営事業』の入札説明書を次のとおり修正する。

通番	頁	項目	修正前（4月5日公表）	修正後（7月12日公表）
1	6	第4.1.1). ③	構成員：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業	構成企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業
2	7	第4.1.2). (1). ③	平成14年度以降に、1,500㎡以上の	平成14年度以降に、 <u>延べ面積</u> 1,500㎡以上の
3	7	第4.1.2). (2). ③	平成14年度以降に、1,500㎡以上の	平成14年度以降に、 <u>延べ面積</u> 1,500㎡以上の
4	8	第4.1.2). (3). ④	平成14年度以降に、1,500㎡以上の	平成14年度以降に、 <u>延べ面積</u> 1,500㎡以上の
5	13	第4.3	<u>9)</u> 入札説明書等に関する質問・意見（第2回）に対する受付	<u>7)</u> 入札説明書等に関する質問・意見（第2回）に対する受付
6	13	第4.3	<u>10)</u> 入札説明書等に関する質問・意見（第2回）に対する回答	<u>8)</u> 入札説明書等に関する質問・意見（第2回）に対する回答
7	14	第4.3	<u>11)</u> 入札書及び提案書の受付	<u>9)</u> 入札書及び提案書の受付
8	14	第4.3	<u>12)</u> 入札及び開札	<u>10)</u> 入札及び開札
9	15	第4.3	<u>13)</u> その他	<u>11)</u> その他
10	28	第8.2	<u>落札者</u> が事業契約を締結しない場合は、	<u>SPC</u> が事業契約を締結しない場合は、

## 要求水準書の修正（新旧対照表）

平成 23 年 4 月 5 日に公表した『鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）整備運営事業』の要求水準書を次のとおり修正する。

通番	頁	項 目	修正前（4月5日公表）	修正後（7月12日公表）
1	14	第 2. 2. 1). (2). ③	<u>「安心・安全な学校づくり交付金」</u>	<u>国等からの交付金</u>
2	85	第 5. 3. 1) . (1). ①	<u>学校給食衛生管理基準による衛生管理責任者を置き、</u>	衛生管理責任者を置き、

## 落札者決定基準の修正（新旧対照表）

平成23年4月5日に公表した『鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）整備運営事業』の落札者決定基準を次のとおり修正する。

通番	頁	項目	修正前（4月5日公表）	修正後（7月12日公表）
1	7	第6.2 1 施設計画の方針・ 全体配置	様式4-1	様式4-1 <u>様式8-1～様式8-13</u>
2	7	第6.2 2 機能性及び衛生水 準の確保	様式4-2	様式4-2 <u>様式8-1～様式8-13</u>
3	7	第6.2 3 設備計画	様式4-3	様式4-3 <u>様式8-1～様式8-13</u>
4	7	第6.2 4 調理設備・備品等	様式4-4	様式4-4 <u>様式8-1～様式8-13</u>
5	8	第6.2 5 防災、環境及びライ フサイクルコストへの 配慮	様式4-5	様式4-5 <u>様式8-1～様式8-13</u>
6	8	第6.2 6 周辺の環境・景観へ の配慮	様式4-6	様式4-6 <u>様式8-1～様式8-13</u>

## 様式集修正版の修正（新旧対照表）

平成 23 年 5 月 20 日に公表した『鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）整備運営事業』の様式集修正版を次のとおり修正する。

通番	頁	項 目	修正前（5月20日公表）	修正後（7月12日公表）
1		提出書類チェックリスト （様式 7-3）	枚数 <u>3</u>	枚数 <u>2</u>
2		提出書類チェックリスト （様式 7-4）	規格 A 4 <u>横</u> 枚数 <u>2</u>	規格 A 4 <u>縦</u> 枚数 <u>3</u>
3		提出書類チェックリスト （様式 7-6）	規格 A <u>3横</u>	規格 A <u>4縦</u>
4	20	（様式 3-5） 入札価格計算書	（単位： <u>千円</u> ）	（単位： <u>円</u> ）
5	58	（様式 7-14） 関心表明書	（なし）	<u>※体裁、文面等は本様式と異なっても（任意様式）可とする。</u>

## 基本協定書（案）の修正（新旧対照表）

平成 23 年 4 月 5 日に公表した『鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）整備運営事業』の基本協定書（案）を次のとおり修正する。

通番	頁	項目	修正前（4月5日公表）	修正後（7月12日公表）
1	3	第8条. 第1項	乙のいずれかに <u>契約</u> の締結及び履行に関し	乙のいずれかに <u>事業契約</u> の締結及び履行に関し
2	3	第8条. 第2項	<u>2 契約の履行遅滞があったときは、遅延日数に応じ、契約金額に年3.3パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として、乙は連帯して負担するものとする。</u>	(削除)
3	4	第8条. 第3項	<u>3 第一項の違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、第一項各号の</u>	<u>2 前項の違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、前項各号の</u>
4	6		( <u>構成員</u> )	( <u>構成企業</u> )

## 事業契約書（案）の修正（新旧対照表）

平成 23 年 4 月 5 日に公表した『鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）整備運営事業』の事業契約書（案）を次のとおり修正する。

通番	頁	項目	修正前（4月5日公表）	修正後（7月12日公表）
1	2	第1条. (27)	受注者としての <u>構成員及び協力企業</u> となっている者を総称して、	受注者としての <u>構成員</u> となっている者を総称して、
2	4	第6条. 第4項	<u>4 前二項の規定にもかかわらず、本契約、入札説明書等及び提案書の各書類間において齟齬がある場合には、作成又は締結の日付が後のものが優先するものとする。</u>	(削除)
3	4	第7条. 第2項	サービス対価総額のうち <u>施設整備費相当額</u> の100分の10以上としなければならない。	<u>施設整備に係るサービス対価相当額</u> の100分の10以上としなければならない。
4	5	第7条. 第4項	4 前二項の定める契約保証金の算出の基準とされた <u>サービス対価総額</u> の変更があった場合には、保証の額が変更後の <u>サービス対価のうち施設整備費相当額</u> の100分の10に達するまで、	4 前二項の定める契約保証金の算出の基準とされた <u>施設整備に係るサービス対価相当額</u> の変更があった場合には、保証の額が変更後の <u>施設整備に係るサービス対価相当額</u> の100分の10に達するまで、
5	5	第7条. 第6項	<u>整備期間満了後</u> において	<u>引渡日以後</u> において
6	5	第7条. 第7項	前項の規定にかかわらず、 <u>受注者</u> は、	前項の規定にかかわらず、 <u>発注者</u> は、
7	9	第18条. 第1項	設計業務の一部を次に掲げる者（以下「 <u>構成員等</u> 」という。）以外の第三者に委託し、又は請け負わせることができる。 <u>(1) ●●●株式会社</u> <u>(2) ●●●株式会社</u>	設計業務の一部を <u>構成員</u> 以外の第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
8	10	第21条. 第1項	工事の一部を <u>構成員等</u> 以外の第三者に委託し、	工事の一部を <u>構成員</u> 以外の第三者に委託し、
9	10	第21条. 第3項	工事に関して受注者が使用する <u>構成員等</u> その他の第三者の責に帰すべき事由は、	工事に関して受注者が使用する <u>構成員及び</u> その他の第三者の責に帰すべき事由は、
10	10	第21条. 第4項	工事に関して受注者が使用する <u>構成企業等</u> が工事を一括して第三者に委託し、	工事に関して受注者が使用する <u>構成員</u> が工事を一括して第三者に委託し、
11	10	第22条. 第3項	受注者は、 <u>工事</u> 期間中、	受注者は、 <u>建設</u> 期間中、

12	12	第 26 条. 第 1 項	受注者の責に帰すことができない事由により <u>引渡予定日に本施設を発注者に引き渡すことができないと認めるときは、</u>	受注者の責に帰すことができない事由により <u>設計着手予定日又は工事着手予定日に設計又は工事に着手することができないと認めるときは、</u>
13	13	第 31 条. 第 1 項	<u>天災等(要求水準書で水準を定めたもの)であっては、当該水準を超えるものに限る。)で発注者及び受注者双方の責に帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、</u>	<u>不可抗力</u> により、
14	18	第 44 条. 第 6 項	受注者の <u>提供された給食</u>	受注者が <u>提供した給食</u>
15	18	第 44 条. 第 6 項	当該損害については全て <u>事業者</u> がこれを賠償するものとし、	当該損害については全て <u>受注者</u> がこれを賠償するものとし、
16	18	第 44 条. 第 6 項	<u>市</u> の請求によりこれを補償しなければならない。	<u>発注者</u> の請求によりこれを補償しなければならない。
17	20	第 45 条. 第 3 項	正確な情報伝達・指示がなされていたにも関わらず、アレルギー対応食の調理段階での過誤、配送の誤り等によって生じた事故については、	正確な情報伝達・指示がなされていたにも関わらず、アレルギー対応食の調理段階での <u>受注者</u> による過誤、配送の誤り等によって生じた事故については、
18	22	第 51 条. (3)	(ただし、 <u>施設整備費</u> にかかるものは除く。)	(ただし、 <u>施設整備及び開業準備</u> にかかるものは除く。)
19	23	第 58 条. 第 1 項	(本施設の引き渡し予定日の 2 金融機関営業日前、 <u>金融機関の営業日でない場合にはその前営業日</u> )	(本施設の引き渡し予定日の 2 金融機関営業日前)
20	25	第 61 条. 第 2 項. (1)	第 3 <u>4</u> 条第 5 項に規定する完成確認書	第 3 <u>3</u> 条第 5 項に規定する完成確認書
21	25	第 61 条. 第 2 項. (2)	第 3 <u>4</u> 条第 5 項に規定する完成確認書	第 3 <u>3</u> 条第 5 項に規定する完成確認書
22	42	別紙 9. 1. (1) . ②	割賦料は、受注者が行う <u>施設整備業務及び開業準備業務</u> のサービス対価として、	割賦料は、受注者が行う施設整備及び開業準備に <u>係る</u> サービス対価として、
23	43	別紙 9. 2. (1) . ③	発注者から受注者への <u>モニタリングの結果の通知</u> の後、業務報告書の提出を受け、 <u>発注者は受領後 10 日以内に業務の履行を確認し、</u>	発注者は、受注者が作成した <u>モニタリングの結果</u> を記載した業務報告書の <u>受領後 10 日以内に業務の履行を確認し、</u>
24	43	別紙 9. 2. (2) . ①	更食数がプラス 200 食を超える場合は、	<u>変更食数</u> がプラス 200 食を超える場合は、

25	49	別紙 10. 2. (4) . ②	支払未了の施設整備費等の支払を留保することができる。	支払未了の施設整備費の支払を留保することができる。
26	50	別紙 10. 5 レベル 3	受注者の責めに帰すべき事由により、指定時間内に給食を提供できなかった場合 受注者の責めに帰すべき事由により、給食を一部提供できなかった場合 <u>受注者の責めに帰すべき事由により、一部の児童生徒等に給食を提供できなかった場合</u>	受注者の責めに帰すべき事由により、指定時間内に給食を提供できなかった場合 受注者の責めに帰すべき事由により、給食を一部提供できなかった場合（献立の一部欠品・数量不足等）
27	53	別紙 11. 1. (2)	又は第 5 項に準用される	又は (4) に準用される
28	53	別紙 11. 1. (5)	上記 (1) の規定に拘らず、本施設の建設進捗程度から見て事業用地の原状回復が社会通念上合理的であると認められる場合、発注者は、受注者に対し、	上記 (1) の規定に拘らず、第 65 条の規定に該当すると認められる場合、発注者は、受注者に対し、
29	54	別紙 11. 2. (4)	本施設の施設整備業務及び開業準備業務の対価を	本施設の施設整備及び開業準備に係るサービス対価を
30	55	別紙 12. 2. (1)	(なし)	<u>2 開業準備期間中の保険</u> <u>(1) 第三者賠償責任保険（類似の機能を有する保険、共済等を含む）</u> <u>保険の対象：開業準備業務に伴い第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負担することにより被る損害</u> <u>補償限度額：対人：1 名当たり 1 億円、1 事故当たり 10 億円以上</u> <u>対物：1 事故当たり 1 億円以上</u> <u>保険期間：建設期間終了日翌日から維持管理・運営期間の開始日の前日まで</u> <u>被保険者：受注者、下請け業者を含む業務実務者、市</u>
31	55	別紙 12	<u>2 維持管理・運営期間等における保険</u>	<u>3 維持管理・運営期間等における保険</u>
32	56	別紙 12. 2. (1)	※ 上記以外は受注者の提案による。 (上記以外の想定例) ①生産物賠償保険 ②普通火災保険 ③総合賠償責任保険(食中毒、異物混入、	※ 上記以外は受注者の提案による。 (上記以外の想定例) ①生産物賠償保険 ②総合賠償責任保険(食中毒、

			<p>アレルギー発症含む)</p> <p>④企業費用利益総合保険</p> <p>⑤調理設備に係る保険</p>	<p>異物混入、アレルギー発症含む)</p> <p>③企業費用利益総合保険</p> <p>④調理設備に係る保険</p>
33	56	別紙 12. 2. (2)	<p>保険の対象：<u>受注者が設置する本施設の</u> 火災等による損害</p>	<p>保険の対象：本施設の火災等による損害</p>